

災害時のための市民協働東京憲章

市古 太郎 東京都立大学

2021年4月、東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議から「災害時のための市民協働東京憲章」が公表された。この会議は東京都、東京ボランティア・市民活動センター（TVAC）、区市町村社会福祉協議会、NPO・NGO、生活協同組合、労働組合、ボランティア・市民活動団体等で構成され、名称にあるように東京都災害ボランティアセンターの設置・運営団体である。2013年台風26号土砂災害においては、大島社協災害ボランティアセンター開設運営に協力。2019年台風15号・19号時は、東京都災害ボランティアセンターを運営した。また、東京都震災復興マニュアル〈復興施策編〉において、直後期だけでなく復旧復興期の活動も記載されている。

大災害からの復興において、都市計画が果たす役割は大きい。それは本学会誌、東日本大震災10年の特集号（2021/3月）や記念シンポジウム（2021/3/13および3/27）でも共有されてきた。災害復興において、都市計画が貢献していく「すまい・まち」の復興と同時に「くらし・なりわい」の回復を図っていく必要があること、また直後期の避難生活に続き、仮設住宅での生活回復支援を担う医療・福祉ソーシャルワーク系専門職との共創が、建築・まちづくり専門家が主要な貢献領域とする「すまい・まち」の再建において、被災者の思いにも応える「よい復興」のキーストーンであることは、東日本大震災、熊本地震等でも体験されてきた事実である。なお筆者は都市復興の専門家として、憲章作成に従事する機会をいただいた。

災害時のための市民協働東京憲章の構成

当会議では2014年3月に5ヶ年を計画期間とする「アクションプラン」を策定し、活動を進めている。2019年からは第二期に入り、第二期の活動として、災害時に向けた支援のネットワークを広げていくことを意図し、市民協働東京憲章が作成された。

東京憲章はまず、憲章を出した意味をこう宣言する。「平時に東京で何をしなければいけないのかを一人でも多くの方と考え、取組みを進めていく」そして「未曾有の災害対応に向けて、目標を確認しあい、力をあわせてともに立ち上がる仲間を求めます」。次に、これまでの取組みを踏まえた憲章の意義として、「激甚未被災地として過去の災害を東京の明日へつなぐ」、「東京での被災経験・支援経験を次につなげる」、「これまでの取組みをさらに発展させる」の3点を提示し、取組みにあたって中心としたい「視点」として、一人ひ

とりがもつ多様性の理解、および「平時」すなわち災害に備える事前活動の重視、が示されている。そしてその上で、平時と災害時に共通する5つの基本方針（図1）が提示されている。

都市計画に投げかけられたボール

都市計画分野への関連として2点、指摘しておきたい。

第1に災害ボランティア活動が緊急期だけでなく、仮住まい期にも被災者支援の活動を担っている実態を踏まえ、憲章でも「くらしを守る」という視点から、生活再建に向けた、被災者本人の主体的な課題解決を支援していく方向性が打ち出されている点である。くらしの回復において、すまいとまちの再建も不可欠であり、その連携が期待されよう。

第2に憲章では、平時の活動を進めていくことが強調され、それは、生活回復と都市復興の両立をめざす事前復興の計画技術と親和性を有すると考えられる点である。

災害に備える市民視点の取組みとして、そのボールを都市計画としても受け止め、多様な連携を進めていきたい。

<補注>

- 1) 東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議 (<https://tokyo-saigaivc.jimdofree.com/>)



私たちは、この「市民協働 東京憲章」に賛同し、災害時を見据え、普段から防災・減災活動に取り組み仲間を求めています。賛同される団体の方は、次のURL先の東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議Webサイトのフォームよりご連絡ください。内容を確認後、東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議のウェブサイトにて団体名を掲載させて頂きます。
URL: <https://tokyo-saigaivc.jimdofree.com/>市民協働-東京憲章

東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議
事務局・東京ボランティア・市民活動センター 03-3235-1171 saigaiv@tvac.or.jp

図1 災害時のための市民協働東京憲章